

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下二丁目4番6号

告示 主要目次

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正……………七六
- 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正……………七九
- 保安林の指定予定……………七四〇
- 行政書士に対する懲戒処分……………七四三
- 道路の供用開始……………七四三
- 公募型プロポーザル方式による手続開始……………七四三
- 市街地再開発組合の解散認可……………七四四
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………七四五
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………七四七
- 大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出の縦覧……………七四七
- 政治団体の名称等の公表……………七四八
- 政治団体の代表者等の異動……………七四八
- 政治団体の解散……………七四八
- 資金管理団体の名称等の公表……………七四八
- 選挙管理委員会……………七四八

告示

●岡山県告示第五百三十九号

昭和六十一年岡山県告示第三百四十九号（騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月二十七日

別表第一赤磐市の項を次のように改める。

岡山県知事 石井正弘

赤磐市	平成十七年三月六日現在における山陽町及び熊山の区域のうち第一種低層住宅専用地域
第一種区域及び第三種区域以外の地域	平成十七年三月六日現在における山陽町及び熊山の区域のうち第一種低層住宅専用地域

別表第一浅口市の項中「平成十八年三月二十日現在における金光町の区域のうち近隣商業地域及び準工業地域並びに同日現在における鴨方町の区域のうち」を「第一種区域、」に改める。

別表第二赤磐市の項中「平成十七年三月六日現在における山陽町の区域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域以外の地域、同日現在における赤坂町の区域のうちc区域以外の地域、同日現在における熊山の区域のうち第一種住居地域及び都市計画区域のうち用途地域以外の地域並びに河原屋、草生、滝山、黒本、黒沢、稲蒔、光木、塩木、仁堀東、仁堀中、仁堀西、合田、中畑及び広戸の全域並びに周匝及び福田の各一部（別図のとおり）」を「a区域及びc区域以外の地域」に、「東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）」並びに周匝及び福田のうちb区域以外の地域を「西窪田、山口、東軽部、多賀、坂辺、釣井、徳富、小瀬木、周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部（別図のとおり）」に改め、同表浅口市の項中「平成十八年三月二十日現在における金光町の区域のうち近隣商業地域及び準工業地域並びに同日現在における鴨方町の区域のうち」を「a区域及び」に改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

●岡山県告示第五百四十号

昭和六十一年岡山県告示第三百五十号（振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石井正弘

別表赤磐市の項中「平成十七年三月六日現在における山陽町の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域以外の地域、同日現在における赤坂町の区域のうち」及び「同日現在における熊山の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種住居地域及び都市計画区域のうち用途地域以外の地域並びに河原屋、草生、滝山、黒本、黒沢、稲蒔、光木、塩木、仁堀東、仁堀中、仁堀西、合田、中畑及び広戸の全域並びに周匝及び福田の各一部（別図のとおり）」を削り、「東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）」並びに周匝及び福田のうち第一種区域以外の地域を「西窪田、山口、東軽部、多賀、坂辺、釣井、徳富、小瀬木、周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部（別図のとおり）」に改め、同表浅口市の項中「平成十八年三月二十日現在における金光町の区域のうち近隣商業地域及び準工業地域並びに同日現在における鴨方町の区域のうち」を削る。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

富、小瀬木、周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部（別図のとおり）

●岡山県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

津山市荒神山字大戸山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡美咲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡美咲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市御津河内（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所
和気郡和気町矢田字八木尾山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町吉田字日丸山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所
和気郡和気町田原上字川平山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

瀬戸内市邑久町福谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所
備前市吉永町高田字寸尾山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
寸尾山（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び
備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣
から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市宮地字萱奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び
真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣
から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所
真庭市五名字興法地（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び
真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣
から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡美咲町大戸上字コブ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び
美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣
から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

一 保安林予定森林の所在場所 岡山県知事 石 井 正 弘

久米郡美咲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡久米南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百五十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり業務の停止処分を行った。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 処分をした日

平成十九年十一月十九日

二 処分を受けた者の氏名及び住所

1 氏名 村上 明

2 住所 真庭市多田四九番地一

三 登録番号及び会員番号

1 日本行政書士会連合会登録番号 第七八三三〇四〇二号

2 岡山県行政書士会会員番号 第〇九一八号

四 処分の内容

行政書士法第十四条第二号の規定による一月間の業務の停止

五 業務の停止期間

平成十九年十一月三十日から平成十九年十二月二十九日までの一月間

●岡山県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	玉島黒崎金光線	倉敷市玉島黒崎字新殿一九〇九番一地从先から倉敷市玉島黒崎字込山一七七九番一地从先まで	平成十九年十一月三十日

公 告

〔五五五〕岡山県電子納品保管管理システム構築業務委託について、公募型プロポーザル方式により提案書を特定する手続を次のとおり開始する。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 業務の概要

1 委託業務名

岡山県電子納品保管管理システム構築業務

2 業務内容

岡山県が発注する公共工事における電子納品保管管理システムを構築する。

詳細については、岡山県電子納品保管管理システム構築業務委託仕様書に示すとおりとする。

3 履行期限

平成二十年三月三十一日(月)

二 参加資格に関する事項

技術提案書の提出ができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四に規定する者でないこと。

(2) 技術提案書の提出期限日において、岡山県知事から指名停止を受けていないこと。

(3) 企業連合体で参加する場合、構成するすべての者が、(1)及び(2)に該当すること。

2 参加条件

(1) 当該業務を実施する配置予定技術者の体制が整っていること。

(2) C A L S / E C (電子納品保管管理) システムを保有している、又は提供可能であること。

三 提案書の提出等に関する事項

1 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成十九年十一月二十七日(火)から同年十二月十七日(月)まで(県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日を含む。)を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までの間を除く。)

(2) 交付場所

岡山県岡山市内山下二丁目四番六号

岡山県庁土木部技術管理課

電話番号 〇八六―二二六―七四一〇

E-mail cals@pref.okayama.lg.jp

(3) 交付方法

(2)の場所で直接受け取ること。岡山県土木部技術管理課のホームページからダウンロードすることもできる。

2 説明会の開催

(1) 日時

平成十九年十二月三日(月)午後二時から

(2) 場所

岡山県岡山市内山下二丁目四番六号

岡山県庁六階土木部会議室

(3) 説明会への出席は、参加希望者の義務ではない。ただし、説明会への参加希望者は、1(2)の場所にその旨を連絡すること。

3 競技参加表明書の提出期限、提出場所、提出方法及び費用

(1) 提出期限

平成十九年十二月七日(金)午後五時

(2) 提出場所及び提出方法

1(2)の場所に持参し、又は郵送すること(郵送の場合には、(1)の日時までに必着のこと。)

(3) 費用

提出者の負担とする。

4 技術提案書の提出期限、提出場所、提出方法及び費用

(1) 提出期限

平成十九年十二月十七日(月)午後五時

(2) 提出場所及び提出方法

1(2)の場所に持参すること。

(3) 費用

提出者の負担とする。

四 選定に関する事項

1 参加資格の審査

競技参加表明書の提出のあった者のうち二について審査し、その結果を通知する。これにより参加資格を有すると認められた者が、三により技術提案書の提出を行う。

2 技術提案書の審査

提出された技術提案書のうち見積金額が予定価格の範囲内であるものの中から、「岡山県電子納品保管管理システム構築業務評価書」により審査し、優れた技術提案書を提出した者と委託契約の交渉を行う。

3 審査結果に関する通知

2の選定結果は、技術提案書を提出したすべての者に文書で通知する。

五 その他の留意事項

1 詳細は、岡山県電子納品保管管理システム構築業務プロポーザル説明書、平成十九年度岡山県電子納品保管管理システム構築業務プロポーザル競技実施要領及び岡山県電子納品保管管理システム構築業務委託仕様書による。

2 問い合わせ先

三1(2)の場所

〔五〕都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。

平成十九年十一月二十七日

一 名称

岡山県知事 石 井 正 弘

二 事務所の所在地

津山市中央街区市街地再開発組合

三 津山市南新座三四番地
解散の認可の年月日
平成十九年十一月二十七日

〔五七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市富原字大倉八〇二―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市真壁一四〇三

小橋 亮仁

三 許可番号

岡山県指令建指第二九〇号

〔五八〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー御津店・ハピッシュ金川店

所在地 岡山市御津字垣字仁王堂一四六三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六一五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(2) 名称 株式会社ハピーマート

住所 岡山市岡町一三一二六

代表者の氏名 代表取締役 日野 輝久

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ジュンテンドー新御津店・ハピッシュ金川店
(変更後) ジュンテンドー御津店・ハピッシュ金川店

4 変更年月日

平成十九年十一月十五日

二 届出年月日

平成十九年十一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十一月二十七日から平成二十年三月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー大安寺店

所在地 岡山市野殿東町三九九一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市堀南七〇四一五

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ラ・ムーショッピングセンター大安寺店

(変更後) ラ・ムー大安寺店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市堀南七〇四一五

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

イ その他 (未定)

(変更後)

ア 名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市堀南七〇四一五

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

イ 名称 株式会社岡山アコール

住所 岡山市大元一丁目一二二四

代表者の氏名 代表取締役 福王 進

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称 平成十八年九月六日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 平成十九年九月一日

- 二 届出年月日
平成十九年十一月十九日
 - 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十九年十一月二十七日から平成二十年三月二十七日まで
2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課
- 〔五五〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。
- 平成十九年十一月二十七日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 変更の対象となった届出
平成十九年岡山県公告第二八三号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出
 - 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハローズ西大寺店（区画A）
所在地 岡山市金岡西町一〇五一一ほか
 - 三 届出の概要
1 変更事項

選挙管理委員会

●岡山県選挙管告示第百二十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
平成十九年十一月二十七日

岡山県選挙管理委員会			
政党の支部	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
政治団体の名称	北川 あえ	柳 井 弘	岡山市西古松二二六〇一六上杉第七ビル西古松二〇三号室
自由民主党岡山県岡山市第十五支部			
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
政治団体の名称	藤 原 薫 子	加 藤 憲 一	倉敷市白楽町二二一〇
薫 風 の 会	天 野 学	永 田 真 一	岡山市富田町二二二一六センチリービル五F
政 友 会	田 口 忠 義	森 永 将 志	笠岡市大島中二五四三一
田口ただよし後援会			

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
- (1) 駐輪場の位置
（変更前）届出書添付図一記載のとおり
（変更後）届出書添付図二記載のとおり
 - (2) 駐輪場の収容台数
（変更前）
百八台（駐輪場A一 三十台、駐輪場A二 二十四台、駐輪場A三 十六台、駐輪場A四 十一台、駐輪場A五 三十七台）
（変更後）
百八台（駐輪場A一 三十台、駐輪場A二 二十四台、駐輪場A三 二十六台、駐輪場A四 十六台、駐輪場A五 二十二台）
- 届出年月日
平成十九年十一月十二日
- 四 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十九年十一月二十七日から平成二十年三月二十七日まで
2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課

●岡山県選管告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
平成十九年十一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 水川武司

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

小野やすひろ後援会

会計責任者

永田真一

中山正昭

平成一九・一〇・二三

総社市を良くする会

主たる事務所の所在地

総社市西阿曾三八三

総社市真壁八七九

平成一九・一〇・九

津山が好きくろみ節子の会

代表者

権田直良

福田元信

平成一九・一〇・二三

●岡山県選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
平成十九年十一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 水川武司

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

自由民主党岡山県備前市第一支部

藤村欣裕

平成一九・一〇・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

上本昇後援会

杉原昇

平成一八・一二・三一

はたしかつじ後援会

鏡康弘

〃

●岡山県選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
平成十九年十一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 水川武司

資金管理団体の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

届出年月日

田口忠義

笠岡市議会議員

田口ただよし後援会

笠岡市大島中二五四三一

田口忠義

平成一九・一〇・一八